事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 22 年 3 月 30 日
担当部・課： 地球環境部
森林・自然環境保全第一課

１．国名：ベトナム社会主義共和国 案件名：北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト Project for Sustainable Forest Management in the Northwest Watershed Area
２．協力概要 （１） プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 本プロジェクトは、ベトナム北西部水源地域の森林減少、荒廃に対処し、森林被覆率の回復をはかるために、北西部 4 省のうちディエンビエン省において、参加型の森林管理と住民の生計向上の両立を目指すものである。プロジェクトは 3 つの成果、すなわち、①森林保全と生計向上の両立を達成するための、パイロット活動を通じたアプローチ[1]の検証、②実施機関（中核機関、支援機関）[2]の能力向上、③自立的普及を目指すための制度作り、により構成される。 （２） 協力期間：2010 年 7 月～2015 年 6 月（5 年間） （３） 協力総額（日本側）：約 6.27 億円 （４） 協力相手先機関:ディエンビエン省農業農村開発局(DARD:Department of Agriculture and Rural Development)、農業農村開発省（MARD：Ministry of Agriculture and Rural Development） （５） 国内協力機関：林野庁 （６） 受益対象者及び規模等： ［直接受益者］実施機関（DARD 及び関連機関） 約 260 名 パイロットプロジェクト参加世帯 約 630 世帯 （1 世帯 5 名で計算した場合､3,150 名） ［間接受益者］パイロットプロジェクトから収穫される林産物資源、非林産物資源の加工・販売に携わる人々。省内他地域にてパイロット事業で検証・選定されたアプローチを適用される地域の住民。
３．協力の必要性・位置付け （１） 現状及び問題点

[1] ここで言う「アプローチ」とは森林保全と生計向上を両立させるための手段を意味し、具体的には各サイト状況に沿って参加型で作成される土地利用計画及び収入創出活動計画により成る。詳細計画策定調査の時点では、①過去の JICA プロジェクト（RENFODA 等）他で実施された参加型資源管理とコミュニティ開発の事例、②ゴム等の一次産品の植林地や NTFP の採取・栽培が可能な森林の再分与、が想定されるが、プロジェクト中にその他のオプションの開発も期待されている。

2 実施機関は、実施において中心的な役割を担う中核機関（Executing agencies。主に行政部門。）と、実施にあたりファシリテーション的な役割をはじめとした実施支援を担う支援機関（Supporting agencies。研究機関、大学、職業訓練学校、社会組織など。）の組み合わせとなる。

ベトナム政府は近年、1998 年に「500 万ヘクタール国家造林計画」(661 プログラム)、2001 年に「森林開発戦略（2001～2010)」を作成し、各国援助機関の協力も得ながら、森林面積の増大、住民生活の向上等に取り組んできた。同様に、援助機関の考えも積極的に取り入れつつ、上記戦略を改訂し、より包括的かつ高度な内容の「森林開発戦略（2006～2020)」を策定し、森林の質・量の回復に取り組んでいる。さらに、「661 プログラムの一部見直し」（2007 年 7 月）を行い、特用林産物（Non Timber Forest Products：バイオ燃料やきのこのような非木質林産物）への特別な配慮をすることなどの指針を定めている。

これらを始めとする各種の施策の結果、1995 年には 28 パーセントまで低下した森林被覆率を 2008 年時点で 38.7 パーセントにまで回復させているものの、諸政策目標 の達成は道半ばである。特に、ライチャウ、ディエンビエン、ホアビン、ソンラの 4 省からなる北西部地域の森林は、本来は豊富な木材・特用林産物資源と高い水源涵養機能を有していたが、貧困率（39.4 パーセント[3]）及び山岳少数民族[4]の農業習慣に起因する焼畑移動耕作、森林の農地転用、薪の過剰採取などが、依然として森林破壊の要因となっている。また、生産林、保全林、特別利用林の 3 分類のうち、特に生産林の世帯レベルへの分与[5]が現地確認や関係者とのコンサルテーションが不十分なままに進められた結果、土地利用の混乱を招いているとも指摘されている。

かかる状況に対して、技術協力プロジェクト「ベトナム北部荒廃流域天然林回復計画（RENFODA)」(2003 年 10 月～2008 年 9 月)は、天然林回復の適正な技術体系を整備することを目的として、北西部 1 省であるホアビン省において活動を実施し、現場で活用可能な農林畜産業技術の開発（研究及びオンファームトライアル（OFT)）等について成果を上げてきた。

北西部の森林回復を現実のものとし、森林による水源涵養機能の発揮を図るためには、(i) RENFODA の成果としてのオンファームトライアルの発展的活用・特用林産物の導入を通じた農民の生計向上により、森林への圧力軽減を図ること、(ii) 分与された森林を計画的に管理することで、公益的機能を担保する仕組みを導入すること、(iii) それらを促進する能力を行政が高めること、が必要である。また、上記の活動の主体となる、北西部地方省の DARD や保全林管理事務所の能力を強化することも欠かせない。

（２） 相手国政府国家政策上の位置付け

ベトナムの社会経済開発 5 ヵ年計画（2006-2010）では、生態環境の保全とともに木材資源開発という多目的な造林を実施するという方向性を念頭に、661 プログラムの効果を高めるべく、その見直しに言及している。その中で、人々、その他の経済セクターへの土地、

[3] ベトナム国内で一般的に用いられている労働傷病兵社会省（MOLISA）2006 年統計による。一般的貧困ライン（政府統計局/世界銀行の定義）では 49.0%（2006 年)。いずれも全国 8 地域中で最も高い。

[4] 北西部 4 省の主要民族はタイ族（33%)、ムオン族（23%)、キン族（20%)

[5] ベトナムでは土地は全て国有であり、そのうち林地は生産林、保全林（例えば水源涵養林)、特別利用林（例えば自然保護区）の 3 種類に分類されている。これらの林地を利用する人民委員会、世帯、コミュニティ、軍、保全林管理事務所、森林公社などは、政府が発行する「土地利用権（land use rights)」を付与されてそれぞれの土地を管理している。基本的に生産林（但し天然林を除く）は土地利用権保有者の判断により利用されるが、保全林は公益機能を鑑みた限定的利用、特別利用林はさらに厳格な利用制限が課せられている。

林地の分与を完成すること、国家の管理対象は極めて重要な特別利用林と保全林に限定することを示している。また、上記（1）のとおり同国では 2007 年にベトナム森林開発戦略（2006～2020）が策定されたが、同戦略では、民間企業、コミュニティー、世帯など、様々な経済主体による森林管理を通じた便益の確保と、森林保全及び開発の両立が狙われている。戦略策定の過程で、森林機能や利用実態を反映させた森林区分の見直しが行われてきており、今後は林地の分与により土地利用権を付与される公的機関、企業、世帯などが、森林の機能を十分に発揮させつつ利用を図るという持続可能な森林管理の実現が重要になっている。

また、同戦略では地域別に政策の方向性を示しているが、その中で北西部地域については「社会林業開発に基づいて所得源の多様化を図り、森林保全とコミュニティーの開発と生計向上のために移動耕作を減少し、アグロフォレストリーに転換していくこと（Part Three III.2.a：P.20)」を指摘している。従って、森林管理と住民の生計向上の両立を目指す本プロジェクトはベトナムの国家開発計画と森林開発戦略に整合したものと言える。

（３） 森林セクターにおける我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ベトナム国別援助計画（2009 年 7 月）では「経済成長促進・国際競争力強化」「社会・生活面の向上と格差是正」「環境保全」「ガバナンス強化」の 4 分野を柱とする総合的な支援策の展開を謳っているが、本プロジェクトはこのうち主に「環境保全」、特に持続可能な森林管理・自然環境保全による自然資源の「量」と「質」の向上に対応する取り組みといえる。

本プロジェクトはベトナムの森林セクター、及び、地域開発の両面において、JICA の中長期的な援助計画の一環を為すものである。JICA はベトナムの森林セクターに対して、政策レベルから現場レベルまで、3 スキーム（技術協力、円借款、無償資金協力）を組み合わせた包括的支援を行っている。また、北西部地域は重点援助 3 地域の一つとされており、森林保全を含む総合的な地域開発の対象とされている。

以上の方針に基づき、まずはディエンビエン省における検証を通じて、参加型森林管理の方法や実施機関の能力を見極めつつ、本プロジェクトの成果（パイロット活動、実施機関の能力向上）を確認しながら、適切なタイミングでその成果を同省内および周辺省に展開するための方策を検討する予定である。

４．協力の枠組み

本プロジェクトは、ディエンビエン省において参加型の森林管理と住民の生計向上の両立を達成するためのモデル開発を目指すものである。これにより、将来的に北西部地域における持続可能な森林管理を拡大させるための基礎を築くことが期待される。

他地域に比べて地理的、経済社会条件的に持続的な森林管理が困難と見られてきた当該地域において、効果的アプローチを開発するために、モデル形成→実施→検証→モデルの改善と拡大利用という Total Quality Approach（TQA）を採用し、2 サイクル（仮説検証のサイクル）による仮説実証を柱としたプロジェクト設計となっている。

第 1 サイクルでは、当初 2 年間を目処に 6 箇所のパイロット事業サイト（地理条件や生産物（林産物、農産物）別に選定した 3 つオプション×2 サイト）を、第 2 サイクルでは 3 年目以降を目処に 3 つのオプションについてそれぞれ 5 箇所のサイトを追加することを想定し

ている。すなわち、1サイクル目で試験的に導入した手法の妥当性を確認した上で、2サイクル目ではパイロットサイト追加によるスケールアップ、軌道修正、或いは新たなオプションの追加を想定している。

〔主な項目〕

（1） 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

［目標］

他地域に適用可能なアプローチにより、パイロットサイトにおいて、参加型による森林管理と住民の生計向上が両立する。

［指標］

・プロジェクトの終了時までに、両立可能なアプローチが採用されたパイロットサイトにおいて、土地利用計画[6]に沿って森林管理が行われる[7]。

・プロジェクトの終了時までに、両立可能なアプローチが採用されたパイロットサイトにおいて、生計向上計画[8]に基づいて活動を実践した参加世帯の現金収入が増加する[9]。

（上記の2指標は同時に達成される必要がある。）

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

［目標］

・ディエンビエン省内のパイロットサイトに類似した条件地において、参加型による森林管理と住民生計の向上の両立が進む。

［指標］

・2020年までにプロジェクトで選択された両立可能なアプローチを活用したサイトの数がXX箇所以上に増加する。

・両立可能なアプローチが採用された他のサイトにおいて、土地利用計画に沿って森林管理が行われる。

・両立可能なアプローチが採用された他のサイトにおいて、生計向上計画に基づいて活動を実践した世帯の現金収入が増加する。

---

[6] 土地利用計画（Land Use Plan）：明確な土地区分（農地、生産林、保全林、など）、及び、所有権のもとで、公益と個人益の最適化を目指してステークホルダー合意のもとで作成される土地利用計画。

[7] 本指標の具体的な検証方法と目標値については、土地利用計画を作成するプロジェクト開始後6ヶ月を目処に、簡易かつ客観的な検証方法と目標値をプロジェクト関係者と協議して設定する。上位目標の指標についても同様。

[8] 生計向上計画（Livelihood Development Plan）：土地利用計画に基づき、生産活動が許される土地（e.g. 農地、生産林、保全林の限定的利用）の経済的利用と、その他の産業（e.g. 農業、NTFP、手工芸、畜産業、観光業）の育成を目的として作成され、地域住民の生計向上に資する事業計画。

[9] 各パイロットサイトの自然・経済社会条件は異なると思われるため、現金収入の増加レベルを一元的に設定するのは必ずしも適切ではない。従って、現金収入増加の具体的数値目標は、各サイトのベースラインの把握をプロジェクト開始当初に行った上で、生計向上計画を作成するプロジェクト開始後6ヶ月目を目処に、それぞれに適した目標値を住民並びにプロジェクト関係者と協議して設定する。上位目標の指標についても同様。

（２）成果（アウトプット）と活動

［成果］

1. 土地利用計画と生計向上計画が両立するアプローチが検証される。

［活動］

1-1. パイロットサイトを選定する。

1-2. 選定されたパイロットサイトにおいて社会経済調査を通じて、土地利用と土地利用権（Land Use Right）の現状を明確化し、ステークホルダーの合意を得る。

1-3. パイロット活動の計画と導入に向けて住民の参加を促す。

1-4. 各パイロットサイトにおいて参加型森林管理と生計向上計画（i.e. 土地利用計画と生計向上計画）を策定する。

1-5. パイロットサイトにおいて活動 1-4 で作成した計画の実施を促進する。

1-6. パイロット活動の進捗をモニタリングする。

1-7. パイロット活動の結果を評価・分析し、教訓を共有する。

［指標］

1.1. プロジェクト開始後 6 ヶ月目までに、当初のパイロットサイトにて、省の森林計画に沿った土地利用計画と、生計向上計画がプロジェクト関係者及び住民の間で合意される。

1.2. プロジェクト開始後 30 ヶ月目までに、追加パイロットサイトにて、省の森林計画に沿った土地利用計画と、生計向上計画がプロジェクト関係者及び住民の間で合意される。

1.3. プロジェクトの終了時までに両立するアプローチが選定される。

［成果］

2. 実施機関（中核機関、支援機関）の、パイロット活動を推進するために必要な技術・制度的キャパシティが向上する。

［活動］

2-1. 実施機関の役割を特定し、実施体制と活動計画を策定する。

2-2. 実施機関によるパイロット活動の実施を支援する（OJT 方式）。

2-3. 実施機関スタッフを対象とした技術研修を実施する（非 OJT 方式）。

2-4. 実施体制の有効性を評価し、改善に向けた提言を行う。

［指標］

2.1. XX 年 X 月までにプロジェクトの実施体制が承認される。

2.2. トレーニングプログラムの教育内容についての理解度が xx パーセントに達する

2.3. 参加者数のXXパーセントが、トレーニングプログラムで習得した内容を日常業務の中で活用する[10]。

[10] キャパシティ向上の対象となる実施機関の関係者が特定されるプロジェクト開始後 3 ヶ月目を目処に、簡易かつ客観的な目標値と検証方法をプロジェクト関係者と協議して設定する。

［成果］

3.ディエンビエン省において、パイロット活動における成果の省内普及戦略が採用される*。

＊省内戦略とは、上記アプローチが汎用性を持つモデルとして手法化され、住民及び行政の協働により資金的、制度的持続性を持ち、普及が図られるための方針を意味する。さらにそれらノウハウが内部化され、以降の類似事業展開に資することも期待される。

［活動］

3-1. 参加型森林管理と住民生計向上計画についての既存の技術資料をレビューする。

3-2. 同様の活動実施に利用可能な既存の政府資金ならびにその他の外部資金をレビューする。

3-3. 既存の技術資料（活動 3.1)、利用可能な資金情報（活動 3.2)、パイロット活動を通じて得られたノウハウを整理統合して、技術ガイドラインを編纂する。

3-4. ディエンビエン省内用に、パイロット活動の成果普及のための省計画を作成する。

3-5. 中央政府ならびに関連機関に提言を提出する。

［指標］

3.1. X 年までに、技術ガイドラインがまとめられる。

3.2. プロジェクトの終了時までに、パイロット活動を通じて選択されたアプローチを普及するための省の計画が省政府に承認される。

（３）投入（インプット）

①日本側（総額 627 百万円）

1）専門家の派遣

－長期専門家 3 名：チーフアドバイザー/森林計画、収入創出活動、業務調整

－短期専門家：(例）アグロフォレストリー、商品マーケティング

2）研修

－本邦研修　合計 18 名

3）機材の供与

車両（4WD)、 ピックアップトラック（4WD)、単車、GPS、オフィス機器（コンピューター、コピー機、レーザー・プリンター、スキャナー、カメラ、ビデオ・カメラ、プロジェクター)。

4）在外事業強化費

パイロット事業の活動費、支援機関への再委託費、現地スタッフの雇用費を含むプロジェクト事務所運営費など

②ベトナム側

1）カウンターパート人材の配置

プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー、そのほかのカウンターパート、事務管理職員

2）施設、機器

DARD 内のプロジェクト事務所スペース（執務用家具を含む）、会議室、電気・水道・通信インフラ

3）カウンターパート予算の確保

（４）外部要因（満たされるべき外部条件）

前提条件：

ア）郡人民委員会（DPCs）とコミューン人民委員会（CPCs）を含む地方政府がプロジェクトへの参加に合意する。

イ）省人民委員会（PPC）がプロジェクト実施のためにカウンターパート予算配分の申請を中央政府に対して行う。

外部条件：

アウトプット達成のための外部条件：

ア）政府の林地政策に大きな変更がない。

イ）トレーニングプログラムへの参加者が、継続的に事業に関与する。

プロジェクト目標達成のための外部条件：

ア）住民の森林管理への参加が制約を受けるほどに、政府の森林政策が大きく変更されない。

イ）大規模な自然災害が発生しない。

ウ）経済条件が大きく変動しない。

エ）パイロットサイトの内部ならびに周辺の人口が急激に変化しない。

上位目標達成のための外部条件：

ア）ディエンビエン省政府・中央政府が適切なレベルの予算を手当てし、参加型森林管理と生計向上を推進する。

イ）プロジェクトで確立された実施制度が維持される。

５．評価５項目による評価結果

以下の視点から評価した結果、協力の実施は適切と総合的に判断される。

（１） 妥当性

本案件は以下の理由から妥当性が高いと判断される。

- 本事前評価表の「３．協力の必要性・位置づけ」で述べたように、ベトナムで新たに策定された森林開発戦略において、民間企業、コミュニティー、世帯など、様々な経済主体による森林管理を通じた便益の確保と、森林保全や開発の関与・推進の両立が求められている。
- ベトナムに対する国別援助計画（2009 年 7 月）では「環境保全」が支援策の一つの柱になっており、特に持続可能な森林管理・自然環境保全による自然資源の「量」と「質」の向上に対応する取り組みと位置づけられる。
- 我が国および JICA の援助方針では、自然環境保全分野における我が国の援助計画を踏まえて、中央政府から住民までを対象として、森林管理・開発のみならず、住民参加、住民の生計向上などを重視した包括的な自然資源管理を支援する方向性が提示されている。また、北西部は、地方開発の重点地域としての位置づけられており、さら

- 北西部山岳地域の遠隔地に位置するディエンビエン省は、一人あたり所得は全国でも最も低いグループに分類され、貧困率も高く、生計向上の重点地域とされている。地方政府からも、森林被覆率は改善してきたものの、未だ裸地は多く、持続的な森林管理の確立に対する期待が表明されており、同省のニーズに即している。
- 中央政府 MARD-DoF は、ディェンビエン省での開発の難しさを指摘しつつも、小規模でかつ取り組みの容易なサイトからまず成功例を作り、拡大していくことを希望している。このような地域において、仮説を設定し、協力期間の中で少数の小規模パイロットサイトからより規模を大きく、サイト数も増やして検証を繰り返すというアプローチは開発課題への効果的な取り組みといえる。
- 対象地域は省都のディエンビエンフーと近接しているが、焼畑移動耕作が行われ、少数民族の比率、貧困率が高い。プロジェクトが主に実施される 2 つの郡は多様な特徴を有しているといわれ、将来的に検証されたアプローチを他地域に適用・拡大する段階で、様々なアプローチが用意できる可能性がある。
- ターゲット・グループは実施機関（中核機関、支援機関）とパイロットサイトの住民である。パイロットサイトについてはプロジェクトの初期段階で確定されることになるが、現計画段階では、林産物等のマーケットアクセスの良さ、土地利用状況、森林への生計依存度などを勘案することでベトナム側と合意しており、これらの選定基準は本プロジェクトの狙いから見て妥当と考えられる。

（２） 有効性

本案件は以下の理由から有効性が見込まれる。

- 詳細計画策定調査の段階ではターゲット・グループの受益者数、目標達成度を測る数量的な目標値は定めず、目標が達成された状態の例示に留めてある。パイロットサイトの選定と住民参加による活動計画の策定が行われる各サイクルの初期段階（第 1 サイクルの場合はプロジェクト開始後 3 ヶ月、第 2 サイクルはプロジェクト開始後 27 ヶ月目を目安）において、現地状況の正確な把握に基づく受益者数と数値目標が明示される予定である。これにより、現実的で適切な目標設定が見込まれる。
- 3 つのアウトプットがプロジェクト目標達成に貢献するというそのプロセスと論理性は明確であると判断される。プロジェクト目標は、 成果 1 の中で実行可能性が検証、選定された「他地域に適用可能なアプローチ」を、成果 2 に対応する活動の中で実施能力が向上した中核機関・支援機関の協力の下で導入した結果、「パイロットサイト」の住民により「参加型による森林管理と住民の生計向上が両立する」ことである。省の森林政策に基づいて、当該パイロットサイトで活動を行う住民により策定・合意された土地利用計画 による森林管理を前提に、事業実施以前よりも住民の生計向上、特にマーケットアクセスが向上することによる、事業活動を通じた現金収入の増加を予定している。また、採用されたアプローチは今後の普及を勘案し、「他地域に適用可能な」アプローチであることが条件であり、他地域への適用可能性を担保すべく、成果 3 として省レベルでの計画の承認を受けることとしている。
- 外部条件である「政府の森林政策が大きく変更されない」ことについては、本プロジ

（３） 効率性

本プロジェクトは、以下の理由から効率的に実施できると判断されるが、プロジェクトの開始前の期間における準備作業の充実がその後の効率的なプロジェクトの実施において重要と考える。

- ベトナムでJICAにより実施された森林セクターではRENFODAや中部高原地域持続的森林管理住民支援プロジェクトの成果及び教訓が活用できる[11]。またディエンビエン省も対象となっている「ベトナム農村社会における社会経済開発のための地場産業振興に係る能力向上プロジェクト」による商品開発やマーケティングのノウハウ、地場産業振興関係者の能力向上の結果は、本プロジェクトでも有効活用できる。さらに、今後予定されている「持続可能な農村開発のためのタイバック大学機能強化プロジェクト」との人材育成と実地活動における相互連携、「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」が目指す平地部農業生産性の向上が傾斜地森林の農地化圧力を軽減する、といった相乗効果が期待できる。
- 他の援助機関の中では、デンマーク国際開発庁（DANIDA）により農村開発事業（ARD SPS 2007-2012）が実施されており、また過去にも EU や TFF（Trust Fund for Forests）事業の支援を受けた事業サイトも本プロジェクト対象地域には含まれている。他機関の事業との連携や、その教訓・経験を活用することができる。
- パイロット事業について、第 1 サイクルでは成功事例を築くために、まずは小さい規模でかつ条件の良いサイトを選定することでベトナム側と認識を共有している。これにより、全体的なリスクを減らし、第 2 サイクル以降への円滑な展開を図るとともに、デモンストレーション効果も期待できる。このためにも、プロジェクト開始前後でパイロットプロジェクトサイトの候補地選定と当該候補地での社会経済調査を入念に実施することが計画されている。
- 必要最小人数として長期専門家 3 名を常駐させ、これに短期専門家、現地リソース（教育訓練・研究機関、個人コンサルタント、NGO など）の活用を加えることで、コストを低下させつつ、より多くのパイロット事業の実施により仮説を検証する計画である。尚、長期専門家 3 名のうち「収入創出活動」専門家については、現地リソースによる代替の可能性があり得ることから、プロジェクト開始後 18 ヶ月を目処に、その後の投入形態を判断する予定である。
- 第 1 サイクルの 2 年間という比較的短期間で、実施されるアプローチ、仮説の両立可能性を検証することになるが、最終的な成果の確認には時間を要するとしても、現場でのモニタリングを通じて両立可能性の見込みを短期間で判断する必要がある。協力期間中には 661 プログラム（1998～2010）の政策的なレビューが行われるであろうことに加え、森林セクターの長期戦略であるベトナム森林開発戦略（2006～2020）の前

[11] 詳しくは「７．過去の類似案件からの教訓の活用」参照。

- パイロット活動は過去にベトナムで JICA が実施した森林セクター案件（RENFODA、中部高原地域持続性森林管理住民支援プロジェクト）、TFF や EC といった他ドナープロジェクトによる活動の実績値を参考に、世帯規模や世帯当たり平均支援単価及び支援活動量を算出している。従って、計画段階で想定できる投入量としては、ほぼ妥当な水準と考えられるが、プロジェクト実施の中で必要に応じた見直しを行う。
- 実施に当たっては、土地区分や土地利用権の状況[12]、普及体制の脆弱さ、少数民族地域、山岳地形や道路インフラ等の不足から来るマーケットアクセスの不利、持続的な資金メカニズムの不備、といった点に特に留意が必要である。活動における留意事項として、（ア）プロジェクト開始前の段階からパイロット事業サイトの候補地の選定と社会経済調査の実施などの準備作業を開始すること、中核機関、支援機関の機動的な動員と、対象サイトの住民を含めた調整の重要性、技術協力プロジェクトの開始に伴う手続き的な面での支援、（イ）パイロット事業サイトの選定にあたり、土地利用権の分与状況の確認、（ウ）支援機関の能力の確認を挙げている。また、外部条件に関して、例えば森林地分類の変更といった林地政策の変更は、土地利用計画の実施に大きな影響を与えると考えられることから、変更の可能性がある場合には、土地利用計画に反映されるように事前の情報収集が重要となる。また、トレーニングプログラムの参加者が引きつづき本プロジェクトに関与し続けることも大切な点である。

（４） インパクト

本案件のインパクトは以下のように予想、期待される。

- 計画段階では、上位目標の指標は、プロジェクト目標の指標と同様に数量的な目標値は設定していない。これはパイロット事業実施の経験を踏まえて、現実的な値の設定を検討することになる（プロジェクト開始後 18 ヶ月目を目安とする）。
- 上位目標は、外部条件である予算措置と、プロジェクトで築いた普及・拡大のための実施制度の維持が充たされることを前提に、プロジェクト活動で実践的に検証・確立されたアプローチにより対象地域を同省の他地域に普及・拡大するものであり、プロジェクトの効果として発現が期待される。尚、将来的には同じく北西部省のうち、自然・経済社会条件が比較的近いライチャウ省へ優先的に同様の取り組み展開を目指すことで、ベトナム側とは確認してある。
- その他のインパクトとして、パイロット活動を通じて達成された結果を省の森林計画に反映することによる政策的、制度的なインパクト、持続可能な森林管理を通じた水源林の保全という環境面でのインパクトや自然災害抑制への貢献と共に、都市と地方部の格差是正への寄与が期待される。また、ジェンダーについては、パイロット活動の実施を通じて、比較的発言権の弱い女性の意見、要望を積極的に採り入れ、その地位の向上に資することができると考えられる。
- 外部条件については、上位目標達成のために「財政面」「実施制度面」の 2 条件を挙

[12] ベトナムは林地を世帯に分与を進める政策を取っているが、ディエンビエン省は拙速にそれを進めたために、実際には林地区分や土地利用権を巡る混乱が生じていると指摘されている。

- ディエンビエン省は、実施中の開発調査「気候変動対策の森林分野における潜在的適地選定調査」において気候変動対策における便益が高い省として特定されている。さらに、水源地域としての重要性から、環境サービスへの支払い（PES）における便益も想定され得る。本プロジェクトによる持続的森林管理の推進は森林の複合的機能を高めることにつながり、結果としてこれらの便益にも資する可能性がある。

（５） 自立発展性

本プロジェクトにより達成された便益は、以下の理由により相手国政府、住民によりプロジェクト終了後も継続されると考えられる。

- パイロット活動は、長期計画であるベトナム森林開発戦略（2006～2020）とも整合性が認められる。また、事業期間中にパイロット活動を普及するための地方省レベルでの計画策定と、そのアウトプットとして計画の承認を設定しており、制度的な普及手段の構築が活動に折り込まれている。
- 組織面については、成果 2 で実施体制の構築とキャパシティ向上が図られ、成果 3 でその実施体制を活用した普及計画が省内で承認されることで、自立発展性を促す試みである。さらに、既述の通り、実施機関を中核機関と支援機関の組み合わせとすることで、人的資源の確保とノウハウの蓄積がより確かなものとなると考えられる。
- 生計向上計画の策定と支援にあたり、農林産物のマーケットアクセス向上による現金収入の確保を経済的インセンティブとして折り込んでおり、再生産活動につながる可能性は高いと考えられる。
- 土地利用計画、生計向上計画は参加型により対象住民とともに作成され、また支援機関は、ベトナム内の教育機関、研究所、NGOs、個人コンサルタントなど現地リソースを活用する予定である。このため。プロジェクト対象地域のレベルにあった実践的技術の向上支援、また社会・文化的の現状に沿った支援が行える体制にある。

６．貧困・ジェンダー・環境等への配慮

パイロット活動サイトの林地に隣接するものの林地へのアクセスが限定されている住民と、本事業受益者との間で大きな不公平感や所得格差が予想される場合は、事業サイトの選定と対象受益者の確定の段階で、当該住民の当該パイロット活動への参加を検討することも必要と考えられる。また、パイロット活動の実施を通じて、比較的発言権の弱い女性にも参加しやすい環境を整えることが重要になる。他案件の経験、教訓を学びつつ、計画策定やトレーニングの実施にあたり女性の参加を推進するための工夫が必要とされる。

７．過去の類似案件からの教訓の活用

「ベトナム北部荒廃流域天然林回復計画（RENFODA）」（2003 年 10 月～2008 年 9 月）や「ベトナム中部高原地域持続的森林管理プロジェクト」（2005 年 6 月～2008 年 9 月）、他の援助機関（DANIDA、EC、TFF など）の経験、教訓を活用することができる。RENFODA の On-Farm-Trial（OFT）を通じて得られた教訓として、森林保全と農民の生計向上との一体的な推進（生計向上のための森林保全対策として取り扱われるべきこと、便益が生まれる森林に対する農民の保全意思の強化）、植栽地拡大よりも林地の保全価値の向上を優先することなどがあげ

られる。中部高原のプロジェクトからは、持続性を高めるために住民の視覚に訴える成功体験を積み上げること、住民のマーケティング能力の向上を図る以前に、住民が置かれている社会・経済的条件や環境の確認をすべきことや女性のコミュニティーファシリテーターの起用、新規営農活動の採用にあたり余剰労働力の確認、行政の主体性尊重などを挙げることが出来る。これらの教訓を元に、本プロジェクトは森林保全だけではなく、参加型による森林管理と住民の生計向上の両立をプロジェクト目標として設定し、活動を計画している。さらに、パイロット事業や社会経済調査の内容の実施に際にもこれらの教訓を参考とできる。

８．今後の評価計画

- 中間レビュー：事業開始後 24 ヶ月目
- 終了時評価：事業終了 6 ヶ月前の 55 ヶ月目
- 事後評価：事業終了 36 ヶ月目

＊５（３）に記載の通り、「収入創出活動」長期専門家の継続派遣要否を判断する目的で、事業開始後 18 ヶ月目を目処に運営指導調査を実施する場合は、中間レビューを事業開始後 30 ヶ月目に延期する可能性あり。